

ハーグ条約「担保法」検討のための基本的視点

大 谷 美紀子
相 原 佳 子
磯 谷 文 明

1 条約の目的や基本的枠組みに十分留意すること。

【説 明】

「担保法」はハーグ条約の円滑な実施を目的とするものであるから、ハーグ条約の理念や目的、枠組みを逸脱するものであってはならない。

ハーグ条約の目的は、①不法に連れ去られ、または留置された子どもの迅速な返還を保障すること、②締約国で認められた監護権及び面会交流権を他の締約国でも尊重されることを保障することであり、これらの保障により国境を越えた子どもの不法な連れ去りや留置から子どもを守ることを意図している。

この目的を達成するため、「担保法」は、

- (a) 国境を越えた不法な連れ去り及び留置を抑止するものであること、
 - (b) 特に子どもを返還すべきときは、迅速に返還命令に至るべきこと、
 - (c) 返還命令が発令された以上、実効的であるべきこと、
- が確保されていなければならない。

2 子どもの最善の利益を尊重すること。

【説 明】

ハーグ条約の究極の目的は子どもの最善の利益であり（前文）、また、わが国も子どもの権利条約を批准していること、さらに最近のハーグ条約の解釈運用をめぐる国際的動向に照らせば、わが国においてもハーグ条約の解釈運用にあたり子どもの最善の利益が侵害されてはならない。

子どもの最善の利益については、次の3点を留意するべきである。

第一に、どちらの親と生活することが望ましいか等の監護権決定における子どもの最善の利益は、原則として子どもの常居所地国の手続によって判断されるべきであるというのが、ハーグ条約の基本構造であって、返還命令の審理は、監護権の本案の審理と混同されてはならない。

第二に、しかしながら、返還命令を発し、または執行すること自体が子ども

の最善の利益を害する場合があります。このようなときは、返還命令を発するべきではないし、執行も行うべきではない。抗弁事由は、かかる視点から解釈運用されるべきである。

第三に、子どもの最善の利益の内容は、固定的なものではなく、時代の流れのなかで変容ないし発展すべきものである。子どもの最善の利益を探求するにあたっては、子どもの権利に対する社会的認識の深化、子どもの権利に関する法的な解釈論の展開、子どもの発達や心理等に関する研究成果等を考慮すべきである。

3 子どもを含むすべての当事者に対し適正手続を保障すること。

【説明】

各当事者は十分な主張立証（反証も含む）の機会を与えられなければならない。適正手続が保障されていないとすれば、手続に対する当事者の信頼が得られず、自力救済など不測の事態に至るおそれがあるほか、他の締約国において日本人が当事者となる手続において不利益な扱いを受けるおそれも否定できない。

4 すべての段階において合意に基づく解決を模索すること。

【説明】

父母も子どもも、返還命令がなされた後あるいは却下された後においても、特段の事情がない限り交流が断たれるべきではなく、そのためには、可能な限り合意に基づく解決に至ることが望ましい。

5 運用にあたっては、国際人権法を尊重すること。

【説明】

条約を運用するにあたっては、わが国が締結している国際人権条約、特に子どもの権利条約、女性差別撤廃条約等が尊重される必要がある。今日、本条約の適用対象事案の主流は、子どもを監護する母親による連れ去り・留置であるという現状に鑑み、とりわけ、母親がドメスティック・バイオレンスの被害者である可能性がある場合の事案の取扱について、国際人権条約の基準に適った適切な措置を講ずるべきである。